

令和3年7月9日

【「石川県感染拡大警戒宣言」の発出に伴う新型コロナウイルス感染の  
感染防止対策の徹底についてについて（石川県教育委員会）】

第41回石川県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、直近1週間での感染者数の大幅な増加を踏まえ、本県の感染状況がステージⅠ「感染要注意」からステージⅡ「感染拡大注意報」に引き上げられ、「石川県感染拡大警戒宣言」が発出されました。

感染防止については、これまで令和3年6月30日付通知などにより、その徹底を図るよう求めてきたところですが、「新しい生活様式の実践」、「接触の回避」、「飛沫の防止」などの基本的対策について、改めて、徹底してください。

記

【基本的な感染症対策】

- ・「①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い」をはじめとした「新しい生活様式」の徹底を図る
- ・登校前に自宅で検温し、発熱等の症状がある場合は登校しない
- ・「緊急事態宣言地域」や「まん延防止等重点措置実施区域」との不要不急の往来を自粛する

【飲食を伴う場面について】

- ・学校の昼食時間においては、机を向かい合わせにせず、会話を控える
- ・寮や寄宿舎、学校の食堂においては、座席の間隔をあげ、向かい合って着席しないように座席を配置する

【部活動について】

- ・緊急事態宣言地域及びまん延防止等重点措置実施区域との往来を伴う練習試合、合宿、発表会等は、引き続き禁止する
- ・「緊急事態宣言地域」及び「まん延防止等重点措置実施区域」以外への遠征等については、遠征先の感染状況を考慮し、極めて慎重に判断する
- ・人との接触を避ける観点から、部活動及び大会終了後はすみやかに帰宅する
- ・部室、更衣室等の共用エリアを使用する場合は、短時間の利用とし、時間差利用、身体的距離の確保に努め、会話を控える

【寮や寄宿舎において】

- ・居室内でもマスク着用を基本とする
- ・換気をこまめに行う
- ・食堂や浴室等の広さに応じて、同時に使用する人数や時間を制限し、密を避ける